

第54号議案

中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年中間市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「（以下「職員」という。）」を「（第7条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない」を「定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、この条例による改正後の中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>第7条において「定年前提任用短時間勤務職員」という。</u>）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第7条 第5条の規定は、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第7条 第5条の規定は、<u>法第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p>